

# 愛媛県資源循環促進税条例の施行状況 及び今後の在り方に関する報告書

令和4年 10 月

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課

## 目 次

	(ページ)
1 調査の趣旨	1
2 資源循環促進税の概要	1
(1) 税導入等の経緯	1
(2) 仕組み	1
(3) 役割	2
(4) 使途	3
3 資源循環促進税に係る税収等の状況	3
(1) 課税標準量及び税収の推移	3
(2) 特別徴収義務者数	4
4 循環型社会の推進に向けた税の導入効果等の検証	4
(1) 産業廃棄物の状況	4
ア 産業廃棄物の排出量の推移	4
イ 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移	4
ウ 産業廃棄物の最終処分量の推移	5
エ 業種別の処理状況	5
オ 種類別の処理状況	7
カ 圏域別の排出状況	8
キ 産業廃棄物の処理状況	9
(2) 資源循環促進税に関するアンケート調査の結果	10
(3) 関係団体のヒアリング調査結果	18
(4) 関係団体ヒアリング調査を踏まえた検討	18
(5) 税を活用した事業	18
5 資源循環促進税の効果等	19
(1) 産業廃棄物の最終処分量の推移に見る効果	19
(2) 不法投棄の状況	19
(3) 税を活用した事業	20
6 今後の在り方	21
(1) 第五次えひめ循環型社会推進計画の着実な推進	21
(2) 資源循環促進税の継続の必要性	23
(3) 調査及び検討	24

## 1 調査の趣旨

愛媛県では、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 条第 6 項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるほか、副次的に「課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘因」することを目的として、資源循環促進税を課するため、愛媛県資源循環促進税条例（平成 18 年愛媛県条例第 52 号。以下「条例」という。）を平成 19 年 4 月 1 日から施行するとともに、新たに軽減税率を拡充するため、愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例（平成 25 年愛媛県条例第 7 号。以下「改正条例」という。）を平成 25 年 4 月 1 日から施行している。

今般、前回の施行状況調査及び検討から 5 年目に当たることから、資料調査やアンケート調査、ヒアリング調査等を通じて、産業廃棄物の最終処分量の推移や資源循環促進税を活用した事業の実施状況及び効果等の改正条例の施行状況を調査し、その結果を踏まえて、条例の今後の在り方について検討を行うものである。

## 2 資源循環促進税の概要

### (1) 税導入等の経緯

年月	事 項
H12. 4	地方分権一括法の施行により地方税法が改正され、地方自治体の課税自主権の尊重・活用の観点から、地方税に法定外目的税を創設
H14. 4	三重県が全国初の産業廃棄物税を導入
H14. 6	四国知事会議で産業廃棄物税の導入について議論
H16. 5	愛媛県産業廃棄物税検討会設置
H16. 11	愛媛県産業廃棄物税検討会が「産業廃棄物に係る法定外目的税のあり方に関する報告書」を取りまとめ、知事に提言
H18. 4	中国・九州地区の全県が産業廃棄物税を導入
H19. 4	愛媛県資源循環促進税条例施行
H19. 4	愛媛県資源循環促進基金条例施行
H25. 4	愛媛県資源循環促進税の一部を改正する条例施行
R4. 9	27 道府県・1 政令市で産業廃棄物税（資源循環促進税）を施行

### (2) 仕組み

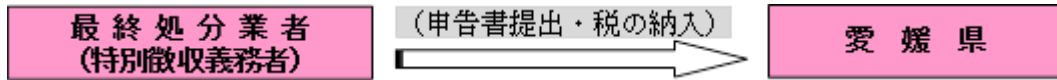
#### ア 課税対象等

区 分	概 要
課税対象	県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
納税義務者	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者、中間処理業者
課税標準	県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 1 t 当たり 1,000 円
軽減措置	① 排出事業者自らが排出した産業廃棄物を、自らが設置する専用の最終処分場で埋立処分する場合は、税率 1/2（1 t 当たり 500 円） ② 他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した排出事業者が、当該処分場において委託処分する場合は、税率 3/4（1 t 当たり 750 円）

#### イ 申告納入

排出事業者が産業廃棄物の最終処分を委託し、最終処分場に搬入した場合は、最終処分業者が特別徴収義務者として排出事業者等から資源循環促進税を特別徴収し、県には 3 箇月分（四半期分）をまとめて申告納入する。

図 1 特別徴収



ウ 申告納付

排出事業者自らが設置した最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合、又は他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した排出事業者が当該最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合は、排出事業者が県に資源循環促進税を3箇月（四半期）毎にまとめて申告納付する。

図 2 申告納付

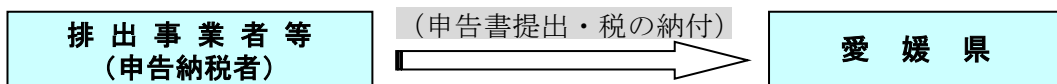
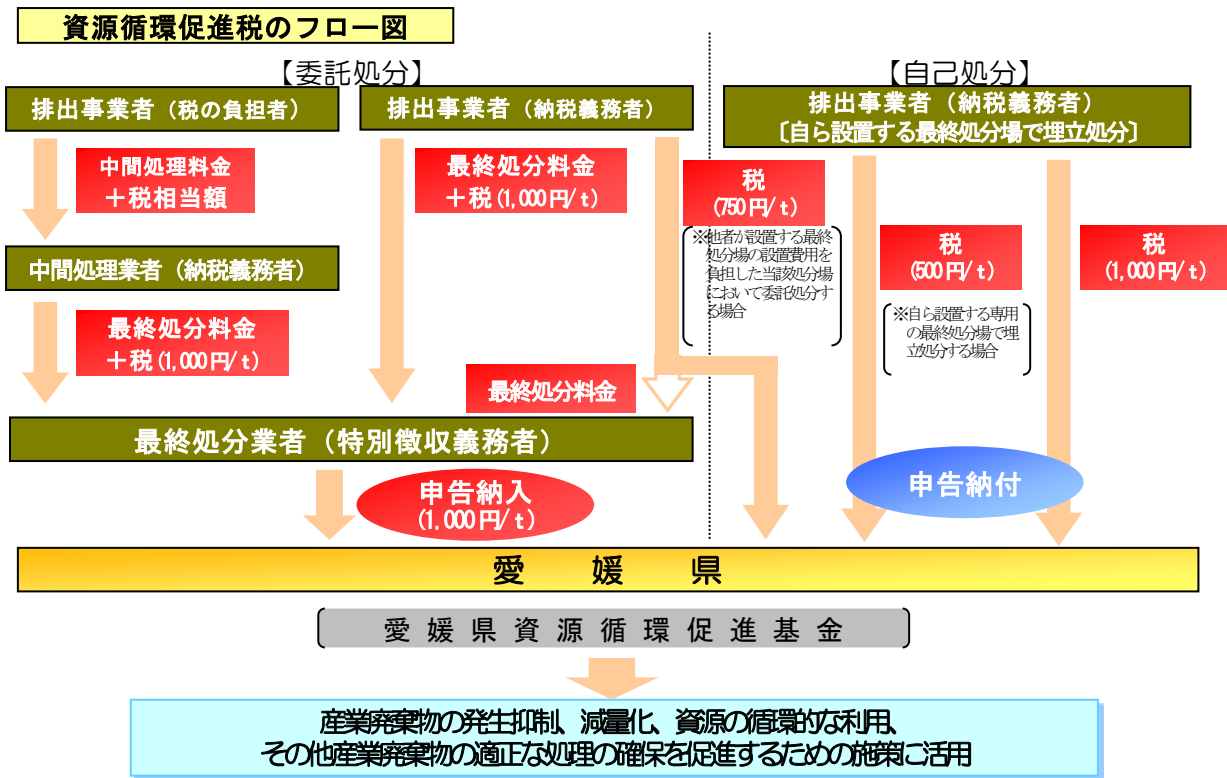


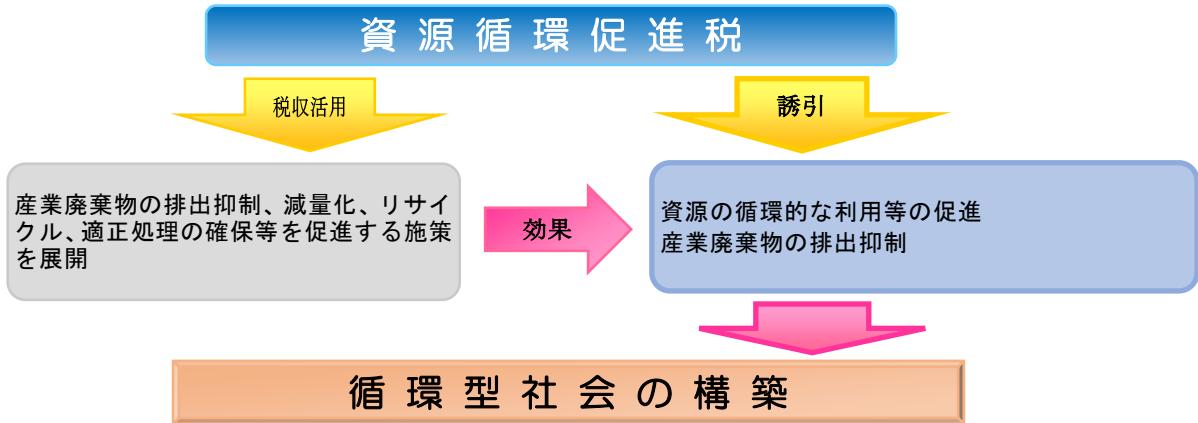
図 3 資源循環促進税のフロー図



(3) 役割

資源循環促進税は、環境保全を図る手法のうち、「環境規制」ではなく、「経済規制」により、産業廃棄物の排出抑制や減量化、廃棄物の適正処理等を促進するという役割を担っている。

図 4 資源循環促進税の役割概念



(4) 用途

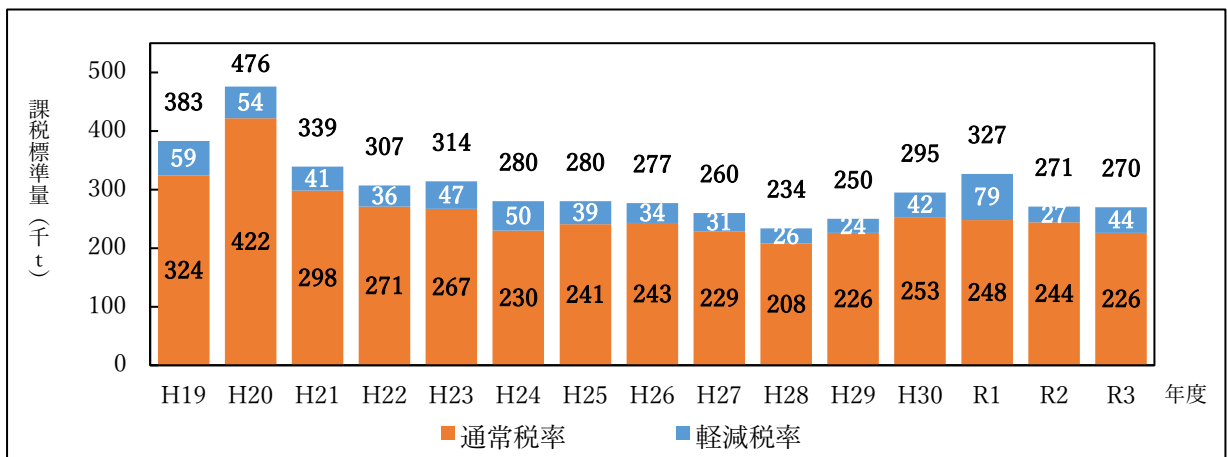
資源循環促進税による税収は、①産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備、②環境ビジネスの振興、③優良な産業廃棄物処理業者の育成、④監視指導体制の拡充・強化、⑤環境教育の充実の用途目的に係る施策に充当している。

3 資源循環促進税に係る税収等の状況

(1) 課税標準量及び税収の推移

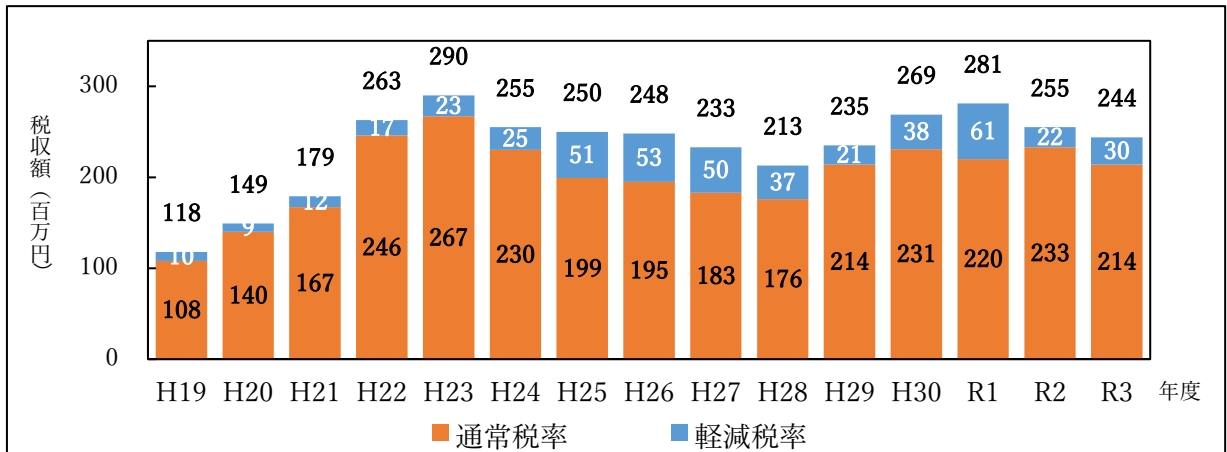
課税標準量は、平成 20 年度をピークとして平成 28 年度まで減少傾向にあったが、平成 29 年度から増加傾向に転じ、平成 30 年度は豪雨災害などによる災害廃棄物の増加があった。

図 5 課税標準量の推移



税収は、平成 23 年度をピークとして平成 28 年度まで減少傾向にあったが、平成 29 年度以降は課税標準量の増加に伴い、増加している。

図 6 税収の推移



(2) 特別徴収義務者数

特別徴収義務者数は、徐々に減少している。

表 1 特別徴収義務者数の推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別徴収義務者数	42	42	40	40	40	39	37	37	37	37	36	35	35	34	34

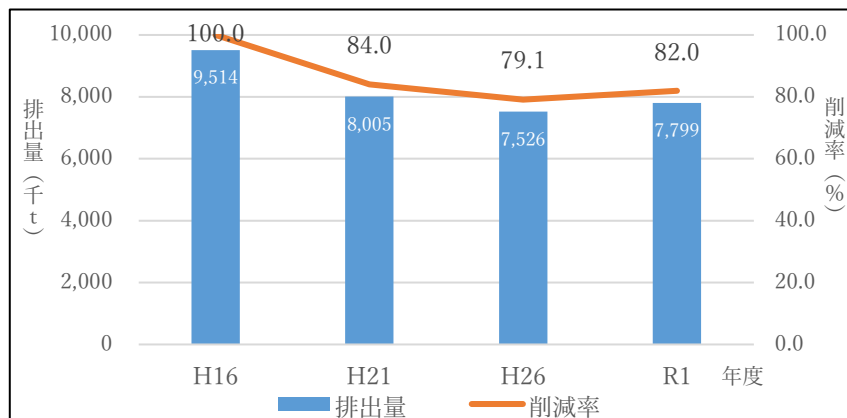
4 循環型社会の推進に向けた税の導入効果等の検証

(1) 産業廃棄物の状況

ア 産業廃棄物の排出量の推移

産業廃棄物の排出量は、概ね減少傾向にあるが、令和元年度は前年の豪雨災害などにより排出量は7,799千tとなり、平成26年度の7,526千tと比較すると、273千t増(+3.6%)となっている。

図 7 排出量の推移

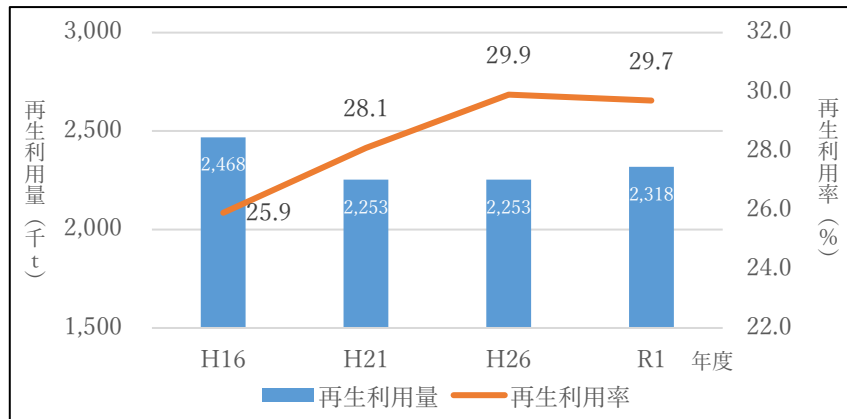


イ 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

産業廃棄物の再生利用量は、平成21年度から横ばい傾向にある。

排出量に占める再生利用量の割合(再生利用率)は、令和元年度が29.7%であり、平成26年度の29.9%と比較すると、0.2%減となっているが、概ね増加傾向にある。

図 8 再生利用量及び再生利用率の推移

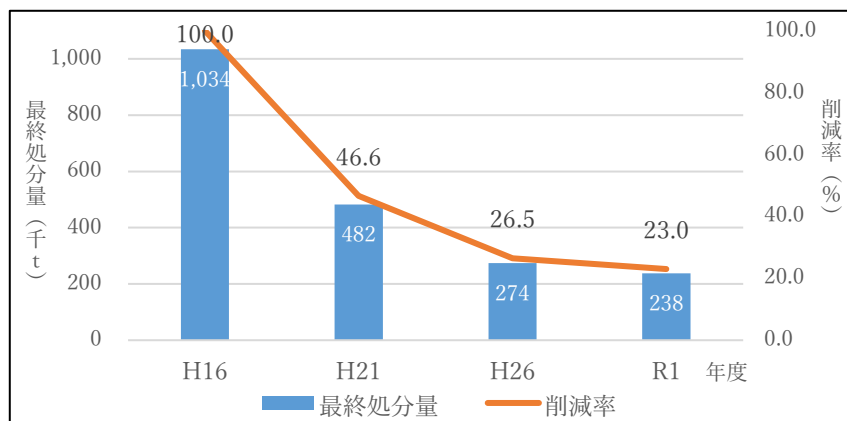


### ウ 産業廃棄物の最終処分量の推移

産業廃棄物の最終処分量は、大幅に減少傾向にある。

令和元年度の最終処分量は 238 千 t であり、平成 26 年度の 274 千 t と比較すると、36 千 t 減 (△13.1%) となっている。

図 9 最終処分量の推移



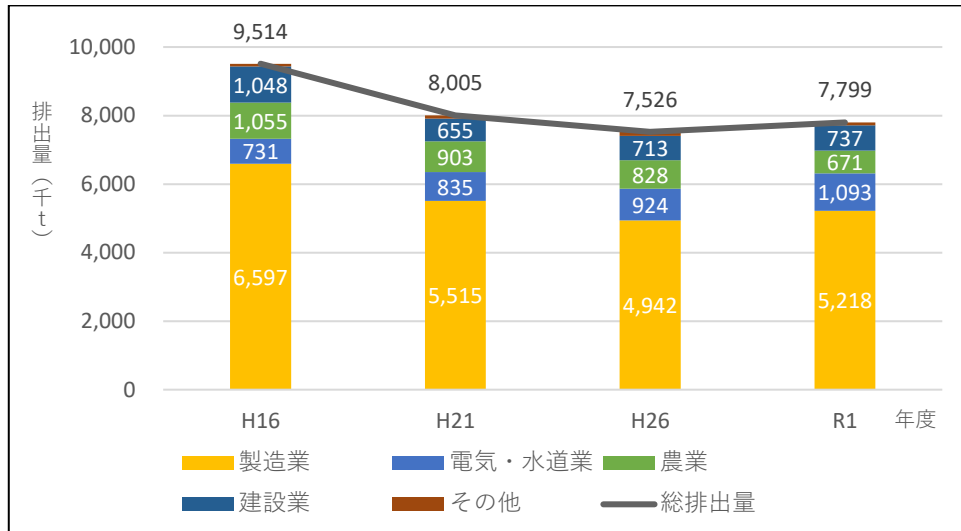
### エ 業種別の処理状況

#### (7) 業種別の排出量

令和元年度の産業廃棄物の排出量(7,799 千 t)を業種別にみると、製造業が 5,218 千 t (構成比 66.9%) で最も多く、次いで電気・水道業 1,093 千 t (同 14.0%)、建設業 737 千 t (同 9.4%)、農業 671 千 t (同 8.6%) となっており、これらの 4 業種で排出量全体の 99.0%を占めている。

平成 26 年度と比較すると、製造業は+276 千 t (+5.6%)、電気・水道業は+169 千 t (+18.3%)、建設業は+24 千 t (+3.4%) と増加しているのに対し、農業は△157 千 t (△19.0%) と減少している。

図 10 業種別排出量の推移

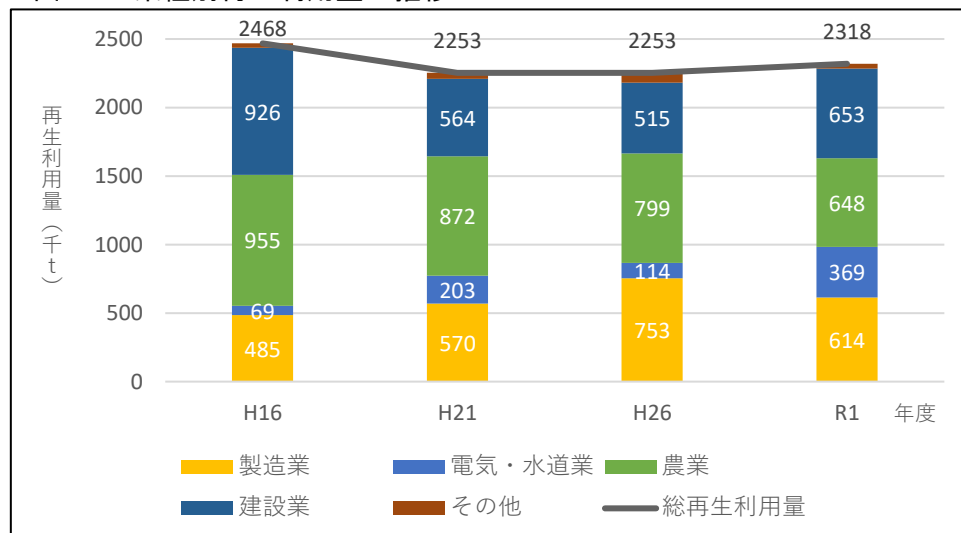


(イ) 業種別の再生利用量及び再生利用率

令和元年度の産業廃棄物の再生利用量（2,318 千 t）を業種別にみると、建設業が 653 千 t（構成比 28.2%）と最も多く、次いで農業 648 千 t（同 28.0%）、製造業 614 千 t（同 26.5%）、電気・水道業 369 千 t（同 15.9%）となっており、これらの 4 業種で再生利用量の 98.5%を占めている。

平成 26 年度と比較すると、電気・水道業は+255 千 t（+223.7%）、建設業は+138 千 t（+26.8%）と増加しているのに対し、製造業は△139 千 t（△18.5%）、農業は△151 千 t（△18.9%）と減少している。

図 11 業種別再生利用量の推移



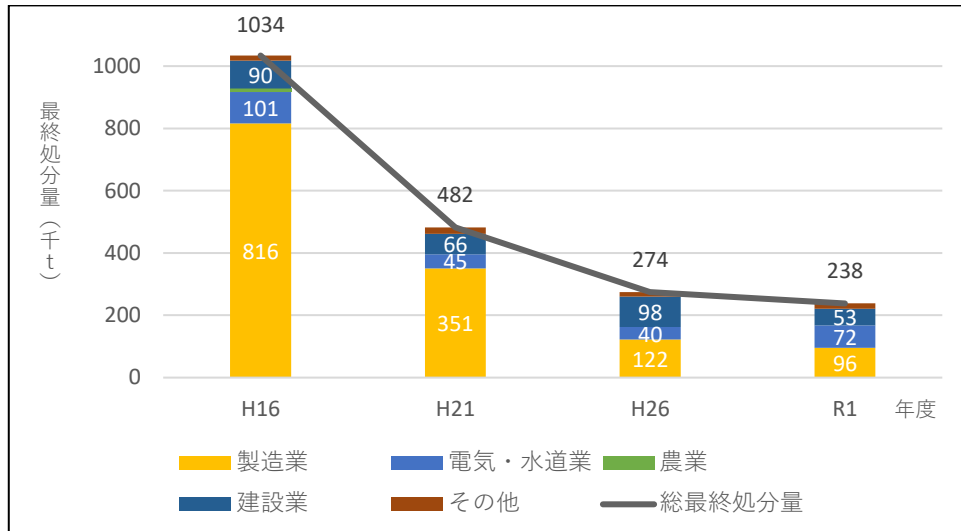
(ウ) 業種別の最終処分量

令和元年度の産業廃棄物の最終処分量（238 千 t）を業種別にみると、製造業が 96 千 t（構成比 40.3%）と最も多く、次いで電気・水道業 72 千 t（同 30.3%）、建設業 53 千 t（同 22.3%）となっており、これらの 3 業種で最終処分量の 92.9%を占めている。

平成 26 年度と比較すると、電気・水道業は+32 千 t（+80.0%）と増加しているのに対し、製造業は△26 千 t（△21.3%）、建設業は△45 千 t（△45.9%）と減少している。



図 12 業種別最終処分量の推移



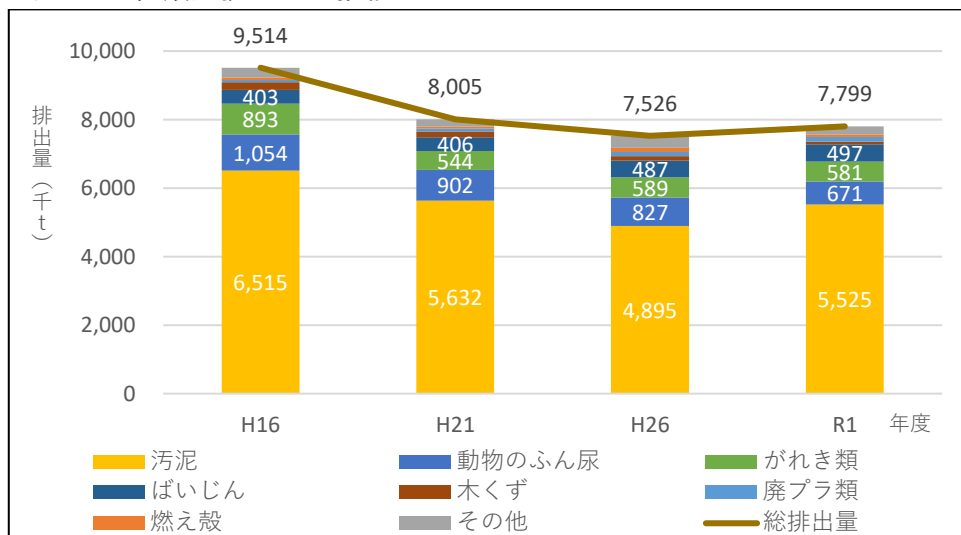
オ 種類別の処理状況

(7) 種類別の排出量

令和元年度の産業廃棄物の排出量（7,799 千 t）を種類別にみると、汚泥が 5,525 千 t（構成比 70.8%）で最も多く、次いで動物のふん尿が 671 千 t（同 8.6%）、がれき類が 581 千 t（同 7.4%）、ばいじん 497 千 t（同 6.4%）となっており、これらの 4 種類で排出量の 93.3%を占めている。

平成 26 年度と比較すると、汚泥は+630 千 t（+12.9%）、ばいじんは 10 千 t（+2.1%）と増加しているのに対し、動物のふん尿は△156 千 t（△18.9%）、がれき類は△8 千 t（△1.4%）と減少している。

図 13 種類別排出量の推移

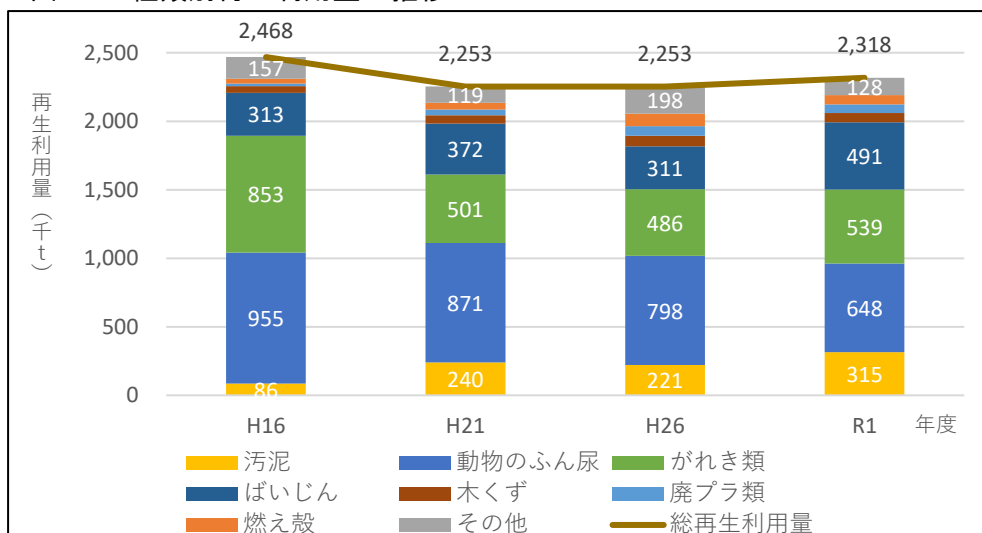


(4) 種類別の再生利用量及び再生利用率

令和元年度の産業廃棄物の再生利用量（2,318 千 t）を種類別にみると、動物のふん尿が 648 千 t（構成比 28.0%）と最も多く、次いでがれき類 539 千 t（同 23.3%）、ばいじん 491 千 t（同 21.2%）、汚泥 315 千 t（同 13.6%）となっており、これらの 4 種類で再生利用量の 86.0%を占めている。

平成 26 年度と比較すると、汚泥は+94 千 t（+42.5%）、がれき類は+53 千 t（+10.9%）、ばいじんは+180 千 t（+57.9%）と増加しており、動物のふん尿は△150 千 t（△18.8%）と減少している。

図 14 種類別再生利用量の推移

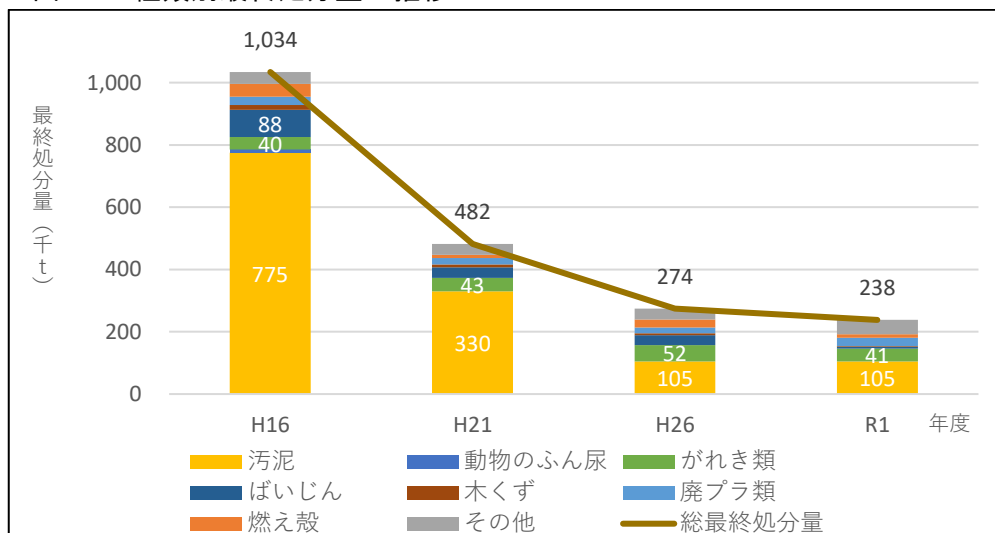


(ウ) 種類別の最終処分量

令和元年度の産業廃棄物の最終処分量（238千t）を種類別にみると、汚泥が105千t（構成比44.1%）、次いでがれき類41千t（同17.2%）、廃プラ類27千t（同11.3%）となっており、これらの3種類で最終処分量の72.7%を占めている。

平成26年度と比較すると、汚泥は変化しておらず、がれき類は△11千t（△21.2%）と減少している。

図 15 種類別最終処分量の推移

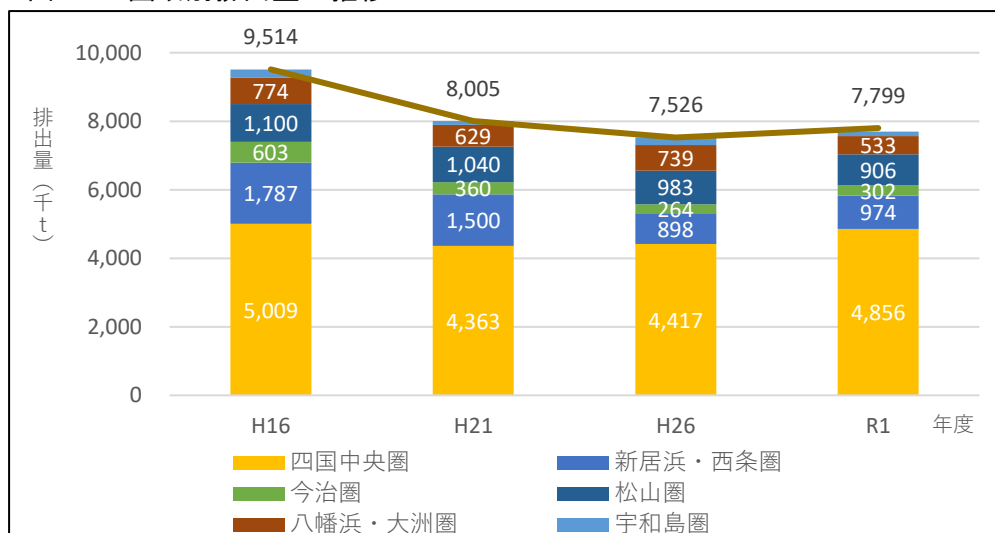


カ 圏域別の排出状況

令和元年度の産業廃棄物の排出量（7,799千t）を圏域別にみると、四国中央圏（宇摩圏）が4,856千t（構成比62.3%）で最も多く、次いで新居浜・西条圏974千t（同12.5%）、松山圏906千t（同11.6%）、八幡浜・大洲圏533千t（同6.8%）、今治圏302千t（同3.9%）、宇和島圏128千t（同1.6%）となっている。

平成26年度と比較すると、四国中央圏は+439千t（+9.9%）、新居浜・西条圏は+76千t（+8.5%）、今治圏が+38千t（+14.4%）と増加しており、松山圏は△77千t（△7.8%）、八幡浜・大洲圏は△206千t（△27.9%）、宇和島圏が△98千t（△43.4%）と減少している。

図 16 圏域別排出量の推移



キ 産業廃棄物の処理状況

令和元年度に県内から排出された産業廃棄物（7,799 千 t）は、脱水や焼却等の中間処理により 5,219 千 t（排出量の 66.9%）が減量化され、2,318 千 t（同 29.7%）が再生利用、238 千 t（同 3.1%）が最終処分されている。

平成 26 年度と比較すると、再生利用量は+65 千 t（+2.9%）、減量化量は+270 千 t（+5.5%）と増加しており、最終処分量は△36 千 t（△13.1%）と減少している。

また、処理率を平成 26 年度と比較すると、減量化率は+1.1%と増加しているのに対し、再生利用率は△0.2%、最終処分量は△0.5%と減少している。

本県は、排出量に占める汚泥の比率が高いため、処理状況を全国と比較すると、減量化量の比率が高くなっており、再生利用量の比率が低くなっている。

図 17 処理状況（処理量）の推移

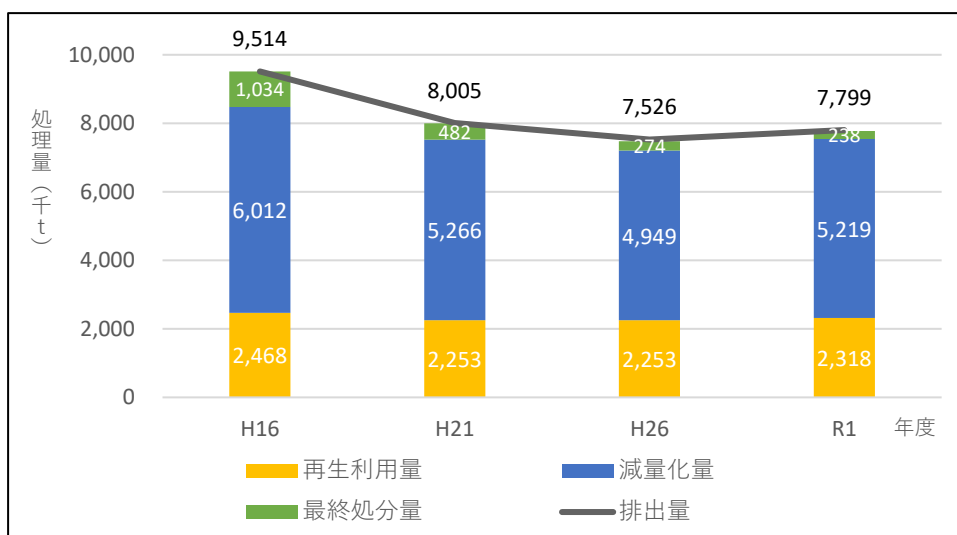
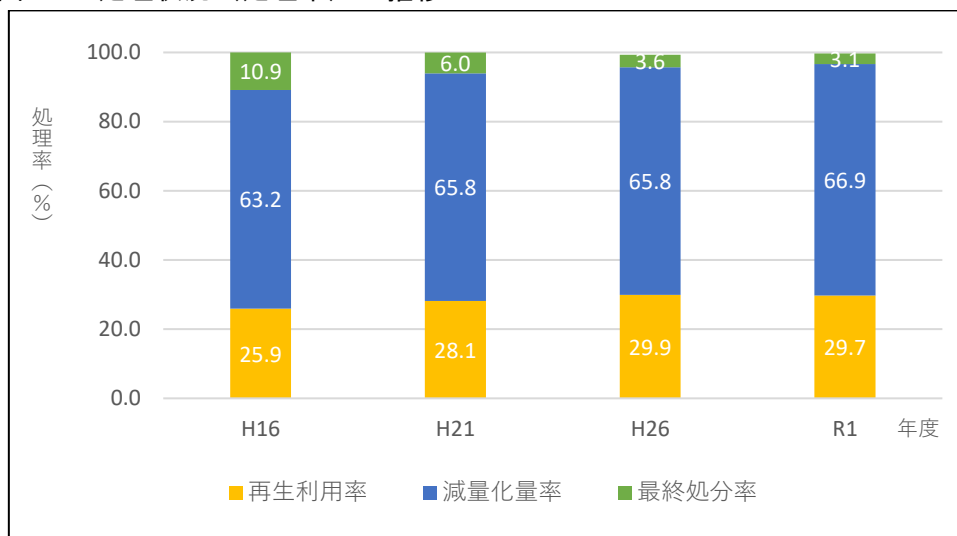


図 18 処理状況（処理率）の推移



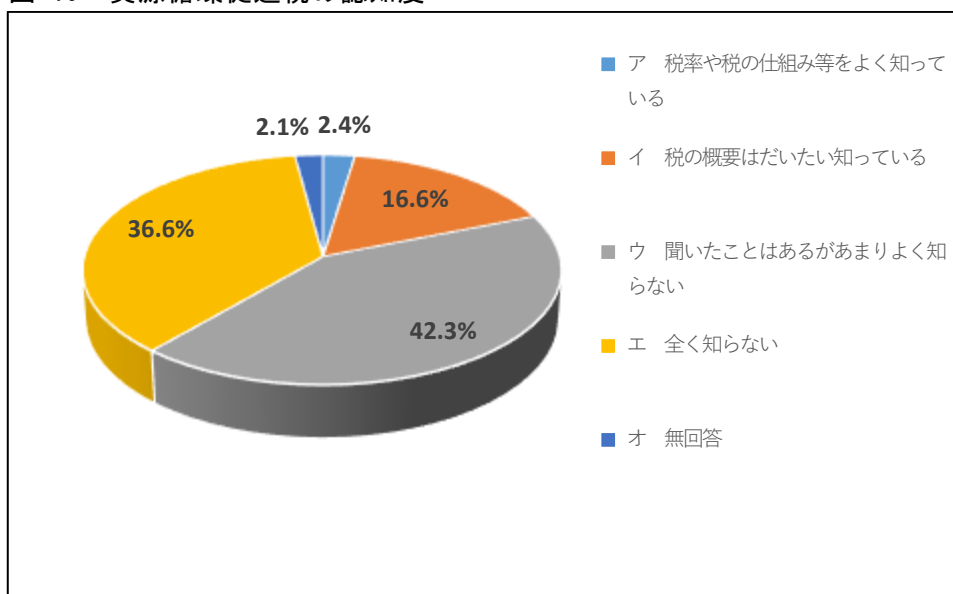
(2) 資源循環促進税に関するアンケート調査の結果

○ 1 産業廃棄物排出事業者に対する意識調査

① 資源循環促進税の認知度

「問：資源循環促進税についてご存じですか」についての回答状況は、「ウ 聞いたことはあるがあまりよく知らない」(42.3%)が最も多く、次いで、「エ 全く知らない」(36.6%)で、この2つで全体の78.9%を占めている。

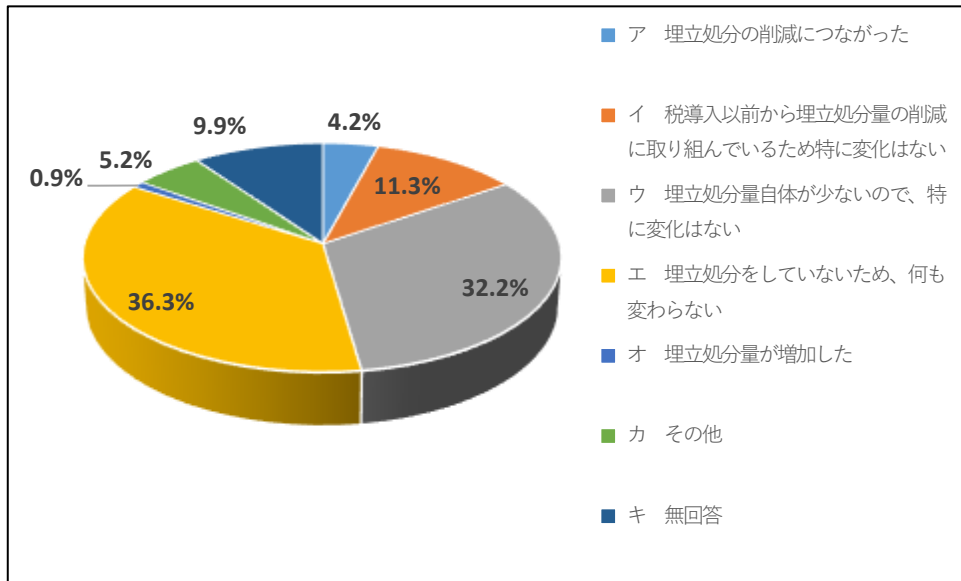
図 19 資源循環促進税の認知度



② 資源循環促進税導入後の産業廃棄物の埋立処分量の削減促進状況

「問：資源循環促進税の導入後（平成 19 年度以降）、産業廃棄物の埋立処分量の削減が推進されましたか」についての回答状況は、「エ 埋立処分をしていないため、何も変わらない」(36.3%)が最も多く、次いで、「ウ 埋立処分量自体が少ないので、特に変化はない」(32.2%)、「イ 税導入以前から埋立処分量の削減に取り組んでいるため特に変化はない」(11.3%)となっており、この三つで全体の約 8 割を占めている。

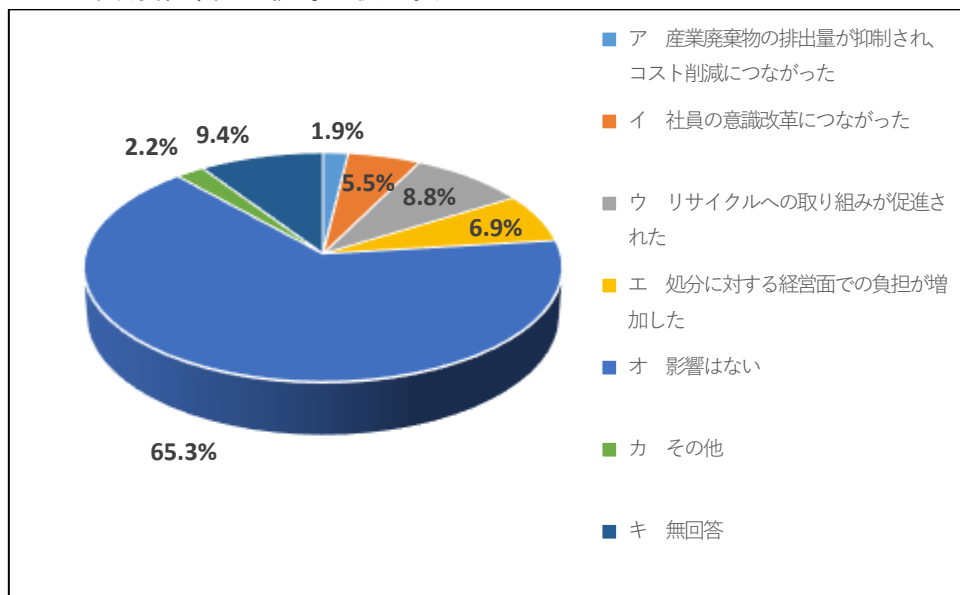
図 20 埋立処分量の削減促進状況



③ 資源循環促進税導入後の変化について

「問：資源循環促進税の導入後、貴事務所ではどのような変化がありましたか」についての回答状況は、「オ 影響はない」(65.3%)が最も多く、全体の6割以上を占めている。

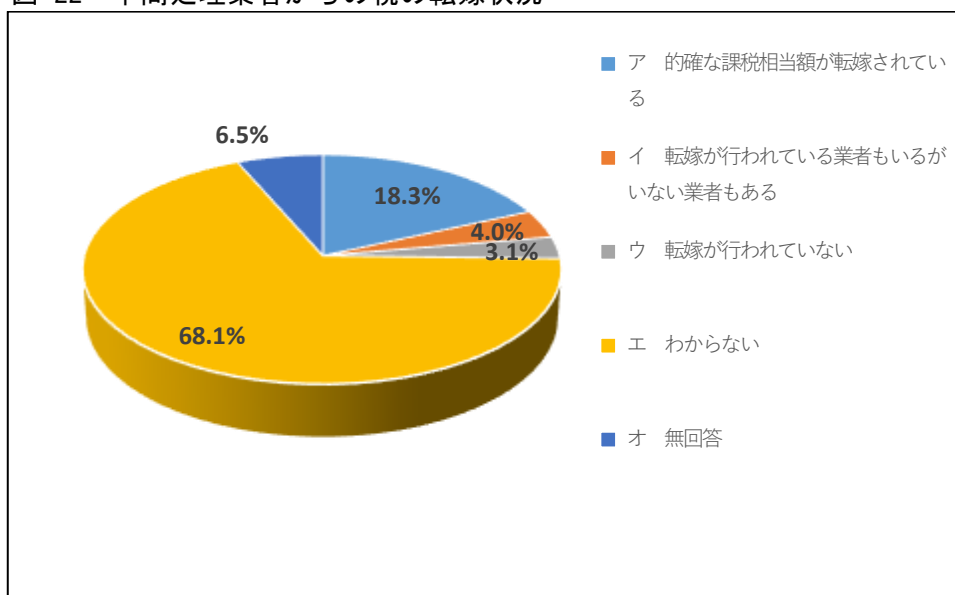
図 21 資源循環促進税導入後の変化



④ 中間処理業者からの税の転嫁状況

「問：中間処理業者に処理を委託した場合、料金には中間処理後の残さに対する課税相当額が転嫁（処理料金に上乗せ）されますが、中間処理業者からの税の転嫁状況について、該当する番号に1つだけ○をつけてください」についての回答状況は、「エ 分からない」が最も多く（68.1%）、次いで、「ア 的確な課税相当額が転嫁されている」（18.3%）となっている。

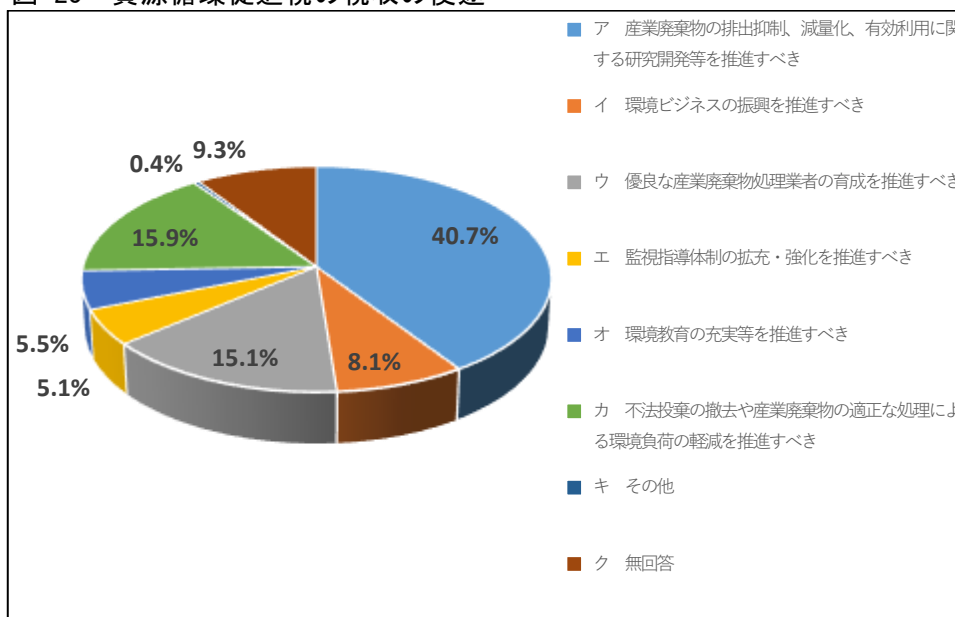
図 22 中間処理業者からの税の転嫁状況



⑤ 資源循環促進税の税収の使途

「問：今後、資源循環促進税の使途として、どの施策を優先的に行うべきだとお考えですか」についての回答状況は、「ア 産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用に関する研究開発等を推進すべき」(40.7%)、が最も多く、次いで、「カ 不法投棄の撤去や産業廃棄物の適正な処理による環境負荷の軽減を推進すべき」(15.9%)、「ウ 優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進すべき」(15.1%)の順となっている。

図 23 資源循環促進税の税収の使途

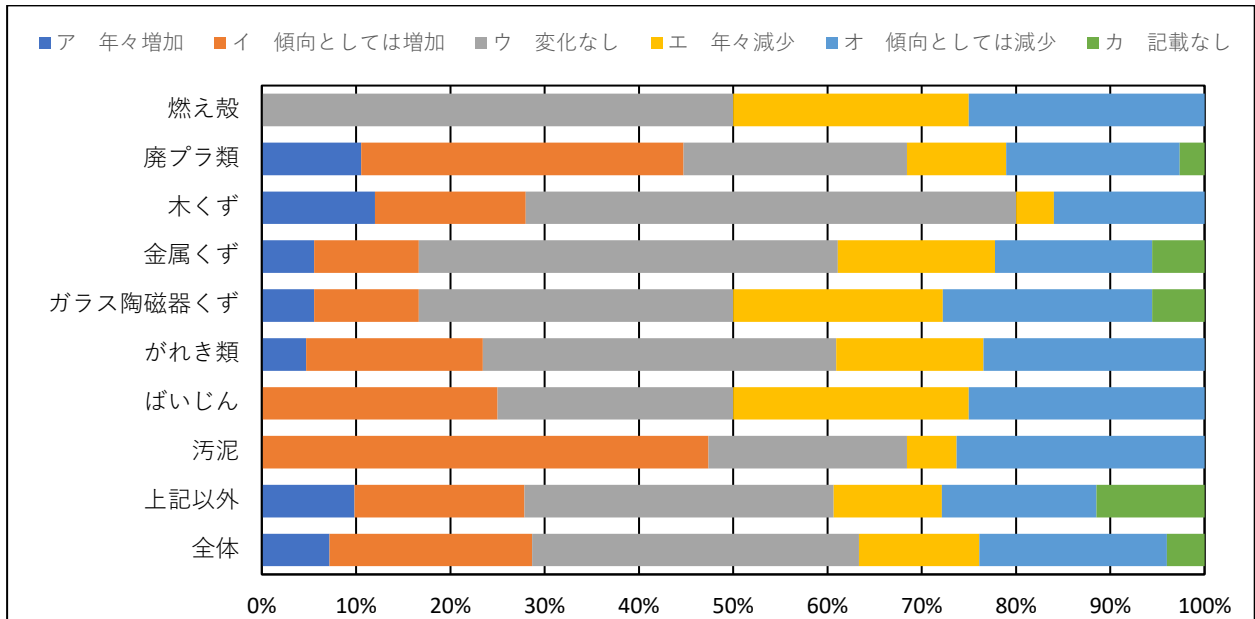


○ 2 産業廃棄物処理業者に対する意識調査

⑥ 前回調査以降の受託量の変化

「問：前回調査（平成 26 年度分）以降、産業廃棄物の種類ごとの『受託量』はどのように変化したか」についての回答状況は、全体的には、「ウ 変化なし」(34.7%)が最も多くなっている。変化なしを除いた割合でみると、廃プラスチック類、木くず、汚泥で増加の割合が高くなっている。

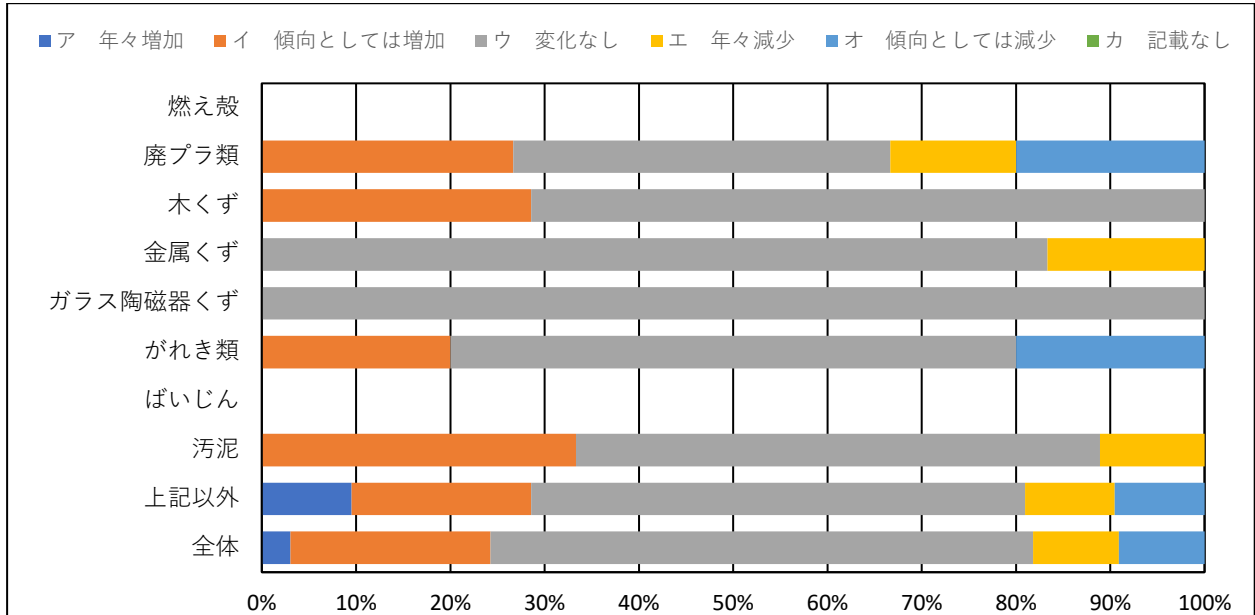
図 24 前回調査以降の受託量の変化



⑦ 前回調査以降の焼却量の変化

「問：前回調査（平成 26 年度分）以降、産業廃棄物の種類ごとの『焼却量』はどのように変化したか」についての回答状況は、全体的には、「ウ 変化なし」（57.6%）が最も多くなっている。変化なしを除いた割合でみると、廃プラスチック類、木くず、汚泥で増加の割合が高くなっている。

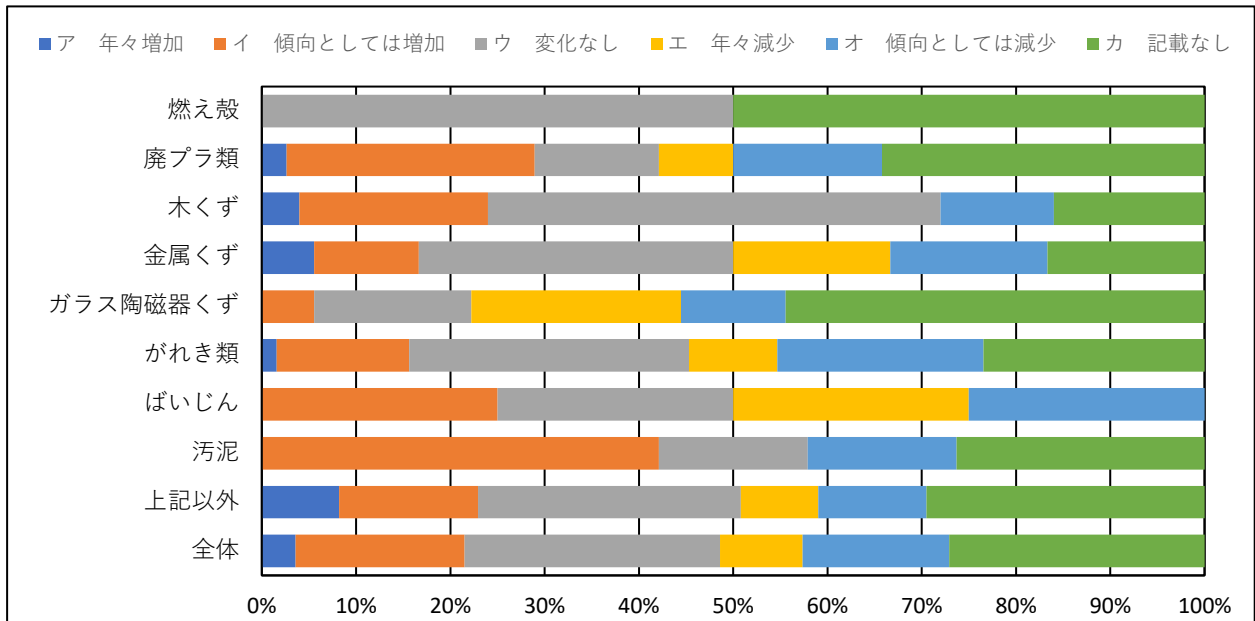
図 25 前回調査以降の焼却量の変化



⑧ 前回調査以降の中間処理量の変化

「問：前回調査（平成 26 年度分）以降、産業廃棄物の種類ごとの『中間処理量（焼却を除く）』はどのように変化したか」についての回答状況は、全体的には、「ウ 変化なし」（27.1%）、「カ 記載なし」（27.1%）となっている。変化なしを除いた割合でみると、廃プラスチック類、木くず、ばいじん、汚泥で増加の割合が高くなっている。

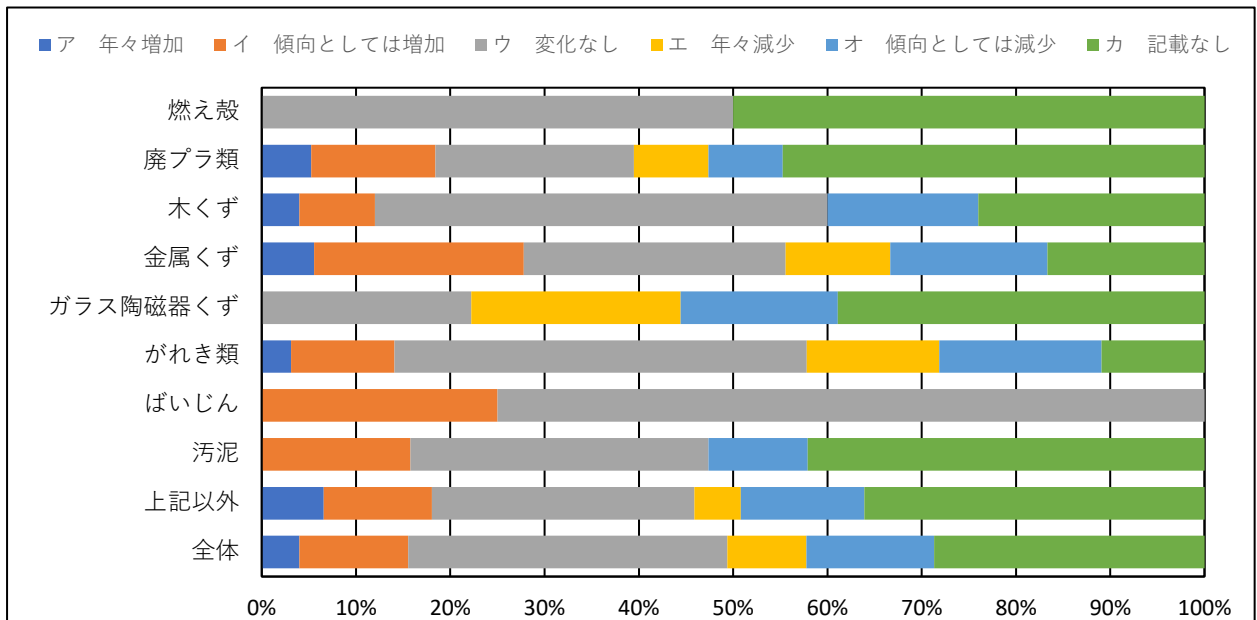
図 26 前回調査以降の中間処理量（焼却を除く）の変化



⑨ 前回調査以降の再生利用量の変化

「問：前回調査（平成 26 年度分）以降、産業廃棄物の種類ごとの『再生利用量』はどのように変化したか」についての回答状況は、全体的には、「ウ 変化なし」（33.9%）で最も多くなっている。変化なしを除いた割合でみると、木くずとガラス陶磁器くず、がれき類以外は増加の割合が高くなっている。

図 27 前回調査以降の再生利用量の変化

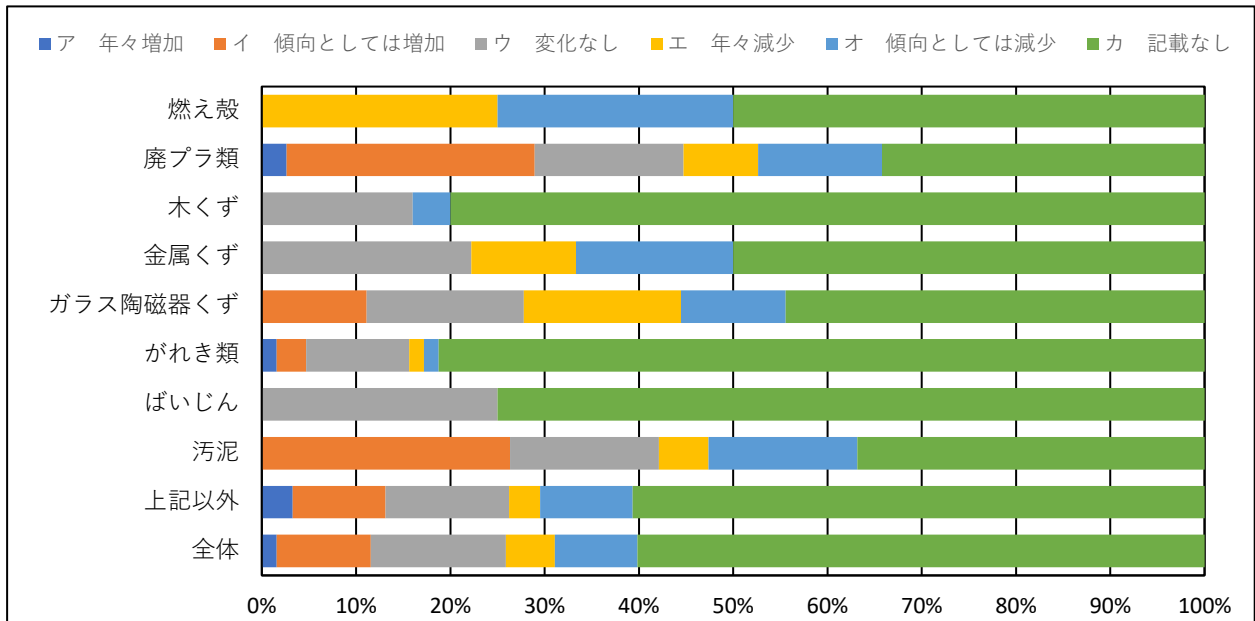


⑩ 前回調査以降の最終処分量の変化

「問：前回調査（平成 26 年度分）以降、産業廃棄物の種類ごとの『最終処分量』はどのように変化したか」についての回答状況は、全体でみると、「カ 記載なし」の回答が 6 割を占めているが、受託量と比べ増加の割合が低くなっている。廃プラスチック類とがれき類、汚泥以外は減少の割合が多くなっており、最終処分量が減少していると考えられる。



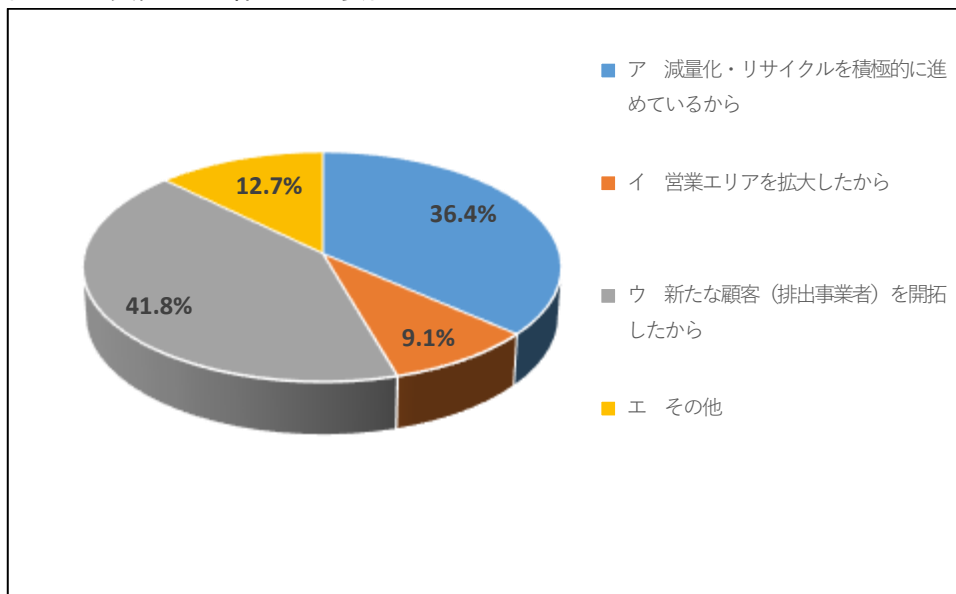
図 28 前回調査以降の最終処分量の変化



⑪ 受託量が増加した要因

「問：⑥前回調査以降の受託量の変化において受託量が増加した主な要因は何か」についての回答状況は、「ウ 新たな顧客(排出事業者等)を開拓したから」(41.8%)で最も多く、次いで、「ア 減量化・リサイクルを積極的に進めているから」(36.4%)となっている。

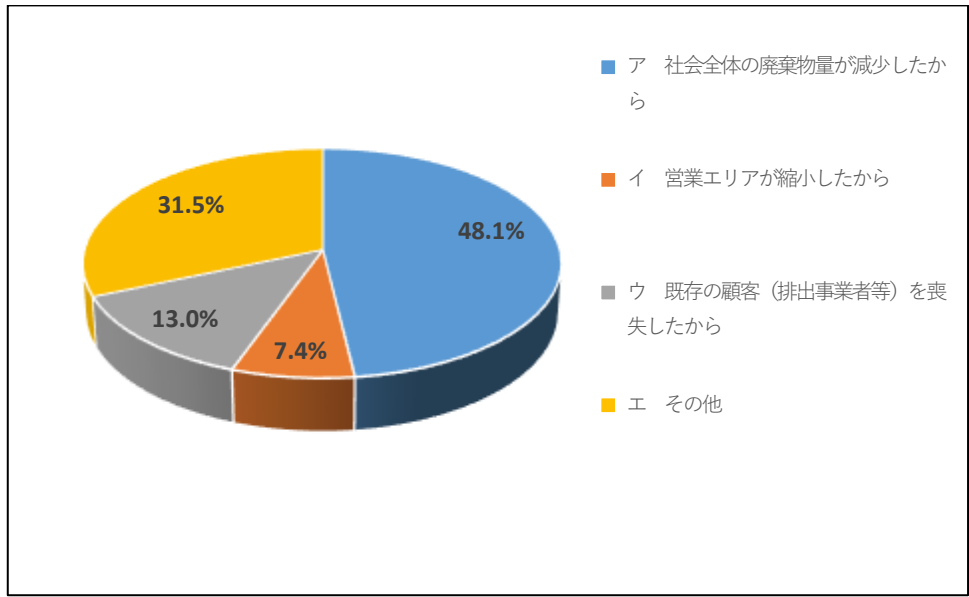
図 29 受託量が増加した要因



⑫ 受託量が減少した要因

「問：⑥前回調査以降の受託量の変化において受託量が減少した主な要因は何か」についての回答状況は、「ア 社会全体の廃棄物量が減少したから」が約5割を占めている。

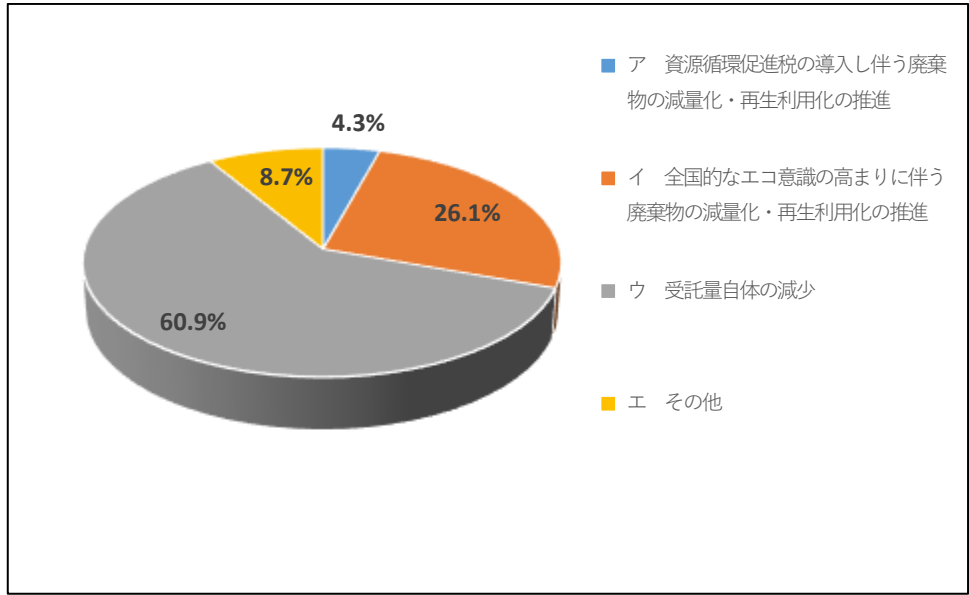
図 30 受託量が減少した要因



⑬ 最終処分量が減少した要因

「問：⑩前回調査以降の最終処分量の変化において最終処分量が減少した主な要因は何か」についての回答状況は、「ウ 受託量自体の減少」が約 6 割を占めており、次いで、「イ 全国的なエコ意識の高まりに伴う廃棄物の減量化・再生利用化の推進」が約 3 割となっている。

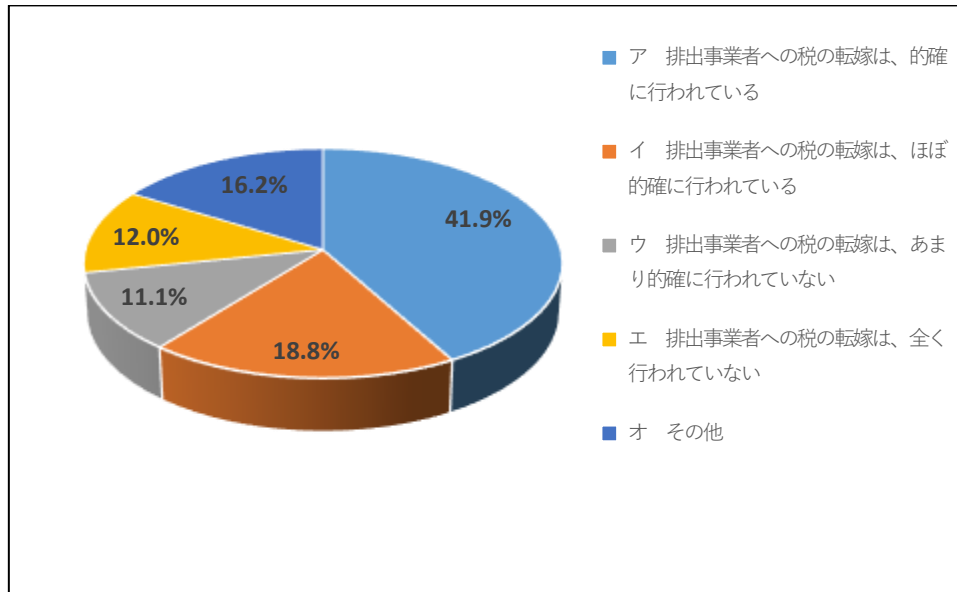
図 31 最終処分量が減少した要因



⑭ 排出事業者への税の転嫁

「問：処理料金への税相当額の転嫁」についての回答状況は、「ア 排出事業者への税の転嫁は、的確に行われている」(41.9%) が最も多く、次いで「イ 排出事業者への税の転嫁は、ほぼ的確に行われている」(18.8%) となっている。

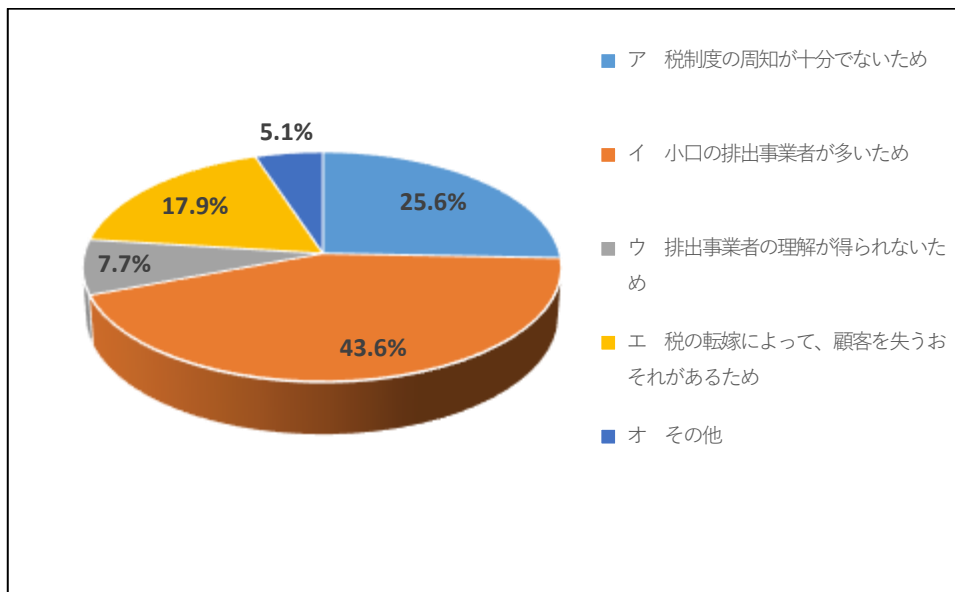
図 32 排出事業者への税の転嫁



⑮ 税の転嫁が的確に行われていない理由

「問：⑭排出事業者への税の転嫁において、税の転嫁が的確に行われていないと考える理由」についての回答状況は、「イ 小口の排出事業者が多いため」(43.6%)で最も多く、次いで「ア 税制度の周知が十分でないため」(25.6%)となっている。

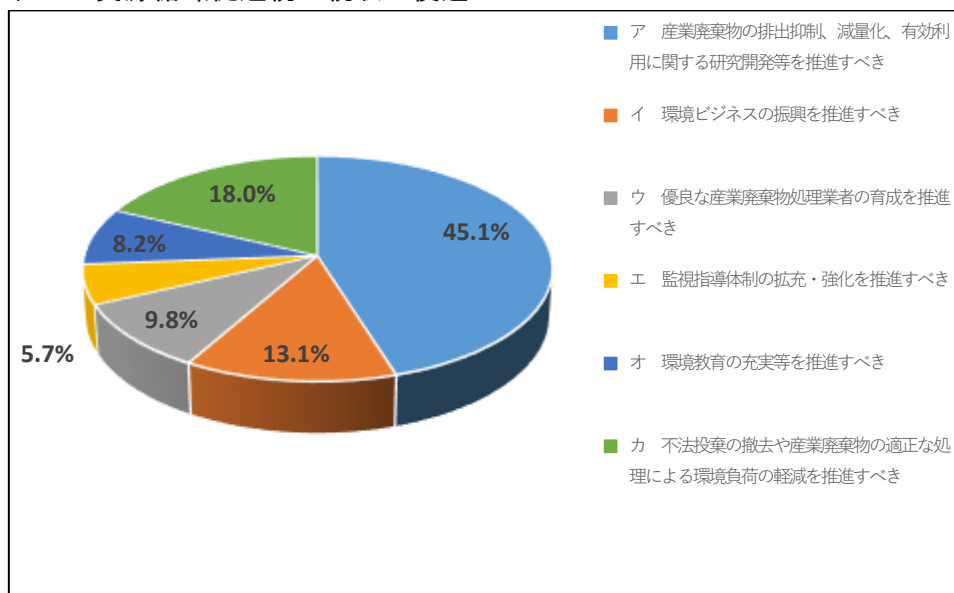
図 33 税の転嫁が的確に行われていない理由



⑯ 資源循環促進税の税収の使途

「問：今後、資源循環促進税の使途として、どの施策を優先的に行うべきだとお考えですか。優先順位の高い順に4つ選んでください」についての回答状況は、「ア 産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用に関する研究開発等を推進すべき」(45.1%)で最も多く、次いで「カ 不法投棄の撤去や産業廃棄物の適正な処理による環境負荷の軽減を推進すべき」(18.0%)、「イ 環境ビジネスの振興を推進すべき」(13.1%)の順となっている。

図 34 資源循環促進税の税収の使途



### (3) 関係団体のヒアリング調査結果

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の関係5団体に対し、ヒアリング調査を実施した。主な意見は次のとおり。

- ・基本的には税の廃止を要望するが、現在の産業廃棄物の排出量、納税額及び県の施策を考慮して、税の継続を容認する。(1団体)
- ・税を財源にした補助事業について、補助事業者が利用しやすいように補助対象や手続の見直し等を求める。(1団体)

### (4) 関係団体ヒアリング調査を踏まえた検討

補助事業について、現行の会計・補助制度の範囲内で事業者が利用しやすいものに改め、令和5年度から施行する。

### (5) 税を活用した事業

資源循環促進税収は、次の5つの使途区分に係る施策に要する経費の財源として有効に活用している。

表 2 税収活用状況

(単位：千円)

使途区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
①産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及び施設整備	150,644	141,825	134,261	122,770	121,230	670,730
②環境ビジネスの振興	16,361	8,158	9,865	14,007	35,245	83,636
③優良な産業廃棄物処理業者の育成	6,405	6,944	6,262	7,422	8,611	35,644
④監視指導體制の拡充・強化	45,493	44,131	44,556	49,941	63,274	247,395
⑤環境教育の充実	1,978	1,004	840	1,004	1,004	5,830
合計	220,881	202,062	195,784	195,144	229,364	1,043,235
徴税経費	5,829	6,223	5,952	4,800	6,058	28,862
合計	226,710	208,285	201,736	199,944	235,422	1,072,097

※R4は予算額

図 35 税収額、基金残高及び税充当事業額の推移

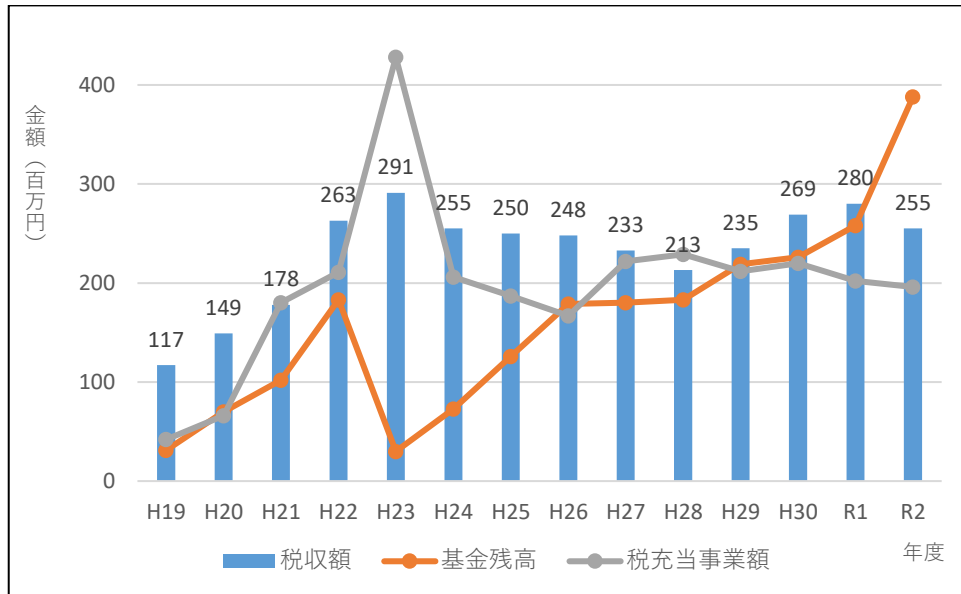


表 3 税収額、基金残高及び税充当事業額の推移

(単位：千円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
税収額	117	149	178	263	291	255	250	248	233	213	235	269	280	255
基金残高	31	70	102	183	30	73	126	179	180	183	219	226	258	388
税充当事業額	42	66	180	211	428	206	187	167	222	229	212	220	202	196

## 5 資源循環促進税の効果等

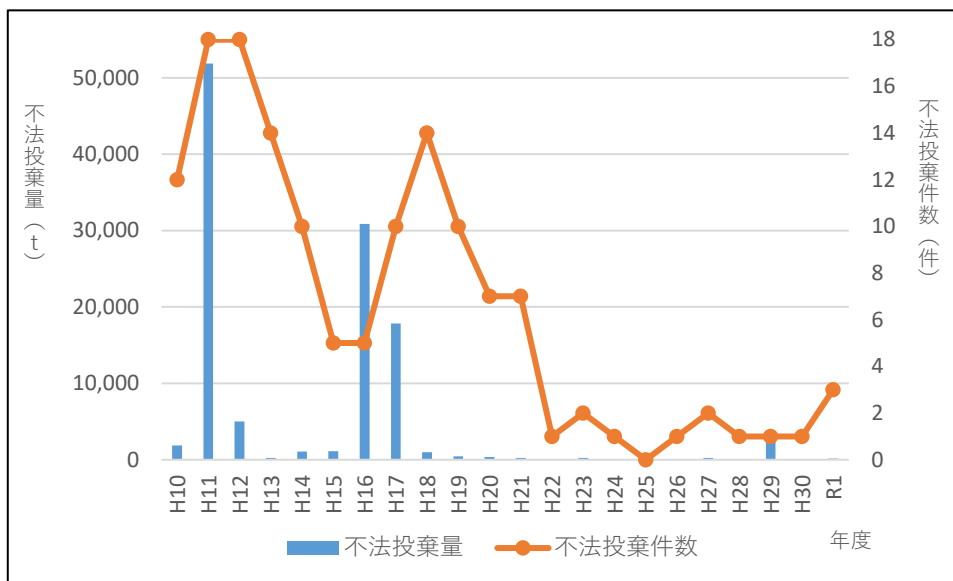
### (1) 産業廃棄物の最終処分量の推移に見る効果

産業廃棄物の最終処分量は、経済状況の変化や技術革新など、様々な要因が複合的に関係するため、資源循環促進税のみによる削減効果を測ることは困難であるが、税導入以降、産業廃棄物の最終処分量は減少しており、資源循環促進税は一定の役割を果たしていると考えられる。

### (2) 不法投棄の状況

不法投棄の未然防止・拡大防止対策としては、不法投棄110番の運営や産業廃棄物監視機動班による巡回監視、不法投棄監視カメラの設置や不法投棄防止対策協議会の開始阿などに取り組んでいるところであり、県内の産業廃棄物の不法投棄事案（1件当たり10t以上）が税導入前に比べると、不法投棄量及び件数とも大幅に減少し、近年は低水準を維持して横ばいで推移している。

図 36 県内不法投棄の推移



(3) 税を活用した事業 (H30 から R4 の合計充当額) ※ R 4 は予算額

ア 産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備 (670,730 千円)

- ・ 紙産業資源循環促進支援事業費
- ・ 産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費
- ・ 廃棄物処理センター運営費補助金
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費
- ・ 循環型社会形成推進事業費
- ・ 産業廃棄物行政支援交付金
- ・ 産業廃棄物実態調査費
- ・ 循環型社会推進計画策定事業費
- ・ えひめ環境基本計画 (仮称) 策定事業費
- ・ 産業技術研究所試験研究費 (技術開発部分)
- ・ 環境に優しい農業生産活動推進事業費
- ・ 地産地消飼料増産対策事業費 (エコフィード利用促進事業)
- ・ プラスチック資源循環総合対策推進事業費
- ・ 食品ロス削減推進事業費
- ・ 海岸漂着物地域対策推進事業費 (海洋ごみ実態調査委託事業)

イ 環境ビジネスの振興 (83,636 千円)

- ・ 売れるリサイクルモデル支援事業費
- ・ 循環型社会ビジネス振興事業費
- ・ 温暖化対策×循環型社会形成支援事業費
- ・ バイオ燃料利用拡大事業費
- ・ 自然公園等施設整備事業費
- ・ みどりの食料システム戦略推進事業費
- ・ 有機農業推進事業費 (有機農業転換者への経費支援)
- ・ 低コスト県産養鶏飼料開発推進事業

ウ 優良な産業廃棄物処理業者の育成 (35,644 千円)

- ・ 優良産業廃棄物処理業者育成事業費

- エ 監視指導体制の拡充・強化（247,395千円）
- ・ 微量PCB汚染廃電気機器処理促進事業費
  - ・ 産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費
  - ・ 汚染土砂等の不適正埋立防止対策費
  - ・ 産業廃棄物処理対策費
  - ・ 産業廃棄物処理施設適正管理指導費
  - ・ 産業廃棄物処理施設等パトロール強化費
  - ・ 消防防災ヘリコプター運営管理費
  - ・ 畜産経営技術指導事業費
  - ・ 職員経費

- オ 環境教育の充実（5,830千円）
- ・ 体験型環境学習センター管理運営費
  - ・ 環境教育推進事業費

## 6 今後の在り方

### (1) 第五次えひめ循環型社会推進計画の着実な推進

令和4年3月に策定した「第五次えひめ循環型社会推進計画」（以下「第五次計画」という。）では、『やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～』を基本理念に、さらなる循環型社会を形成し、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現を目指して、令和7年度を目標年度とする産業廃棄物の排出量や再生利用量、最終処分量の目標を定めるとともに、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「循環型社会ビジネスの振興」、「プラスチック資源循環の推進」、「バイオマス活用の推進」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」を基本方針として、総合的かつ計画的に産業廃棄物に係る各種施策を着実に推進していくこととされている。

#### 産業廃棄物の減量化目標

- 1 排出量を令和元年度から約1%削減する（7,720千tに削減）。
- 2 再生利用率を約38%に増加する（再生利用量を2,930千tに増加）。
- 3 最終処分量を令和元年度から約5%削減する（226千tに削減）。

#### 重点プログラムの主な内容

##### 第1 3Rの推進

###### 1 3R活動の普及啓発

循環型社会の構築のためには、県民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の発生を抑制する（リデュース）とともに、発生した廃棄物についてはできる限り資源として再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を行っていく「3R活動」を推進し、県全体に広げていく必要がある。

このため、事業者や行政などの取組みはもとより、県民一人ひとりの環境に配慮した生活スタイルや事業活動に対する理解と協力が必要不可欠であるため、各世代に応じた環境教育・環境学習の充実を図るとともに、各種環境イベントやホームページなどを通じて、積極的に情報提供を行うことで、3R活動の普及啓発に努める。

###### 2 リデュース（発生抑制）の推進

3Rのうち、リサイクルよりも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みが進む社会経済システムの構築が必要であり、とりわけ最優先で取り組むべきリデュースを一層推進することにより、天然資源の利用を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく必要がある。



事業活動においては、事業者自らが事業系ごみの処理責任を自覚し、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組みを推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じる。

### 3 食品ロスの削減

食品ロスは、製造・流通・小売・消費の各段階で発生しており、削減するためには、フードチェーン全体で各主体の取組みを促進する必要があるため、「もったいない」と「おもいやり」の心を生かし、事業者、消費者、民間団体、市町などと連携して、食品廃棄物削減に関する県民の機運醸成を図るため、県民総参加で取り組む運動を展開する。

### 4 リユース（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する仕組みが必要とされており、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図る。

### 5 リサイクル（再生利用）の推進

発生抑制、再使用してもなお排出される廃棄物は、資源ごみとして分別し再資源化を徹底する必要がある。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進する。また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品作りなど、事業者によるリサイクル技術等の研究開発を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図る。

## 第2 廃棄物の適正処理の推進

### 1 適正処理の推進

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保する。また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築する。

### 2 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保する。

### 3 不法投棄・不適正処理対策の強化

廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見・早期是正による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実・強化に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進する。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底させる。

### 4 土砂等の埋立ての適正化推進

土砂条例（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）は、県外からの建設汚泥の不法投棄を契機に全国でも先駆的な条例として、廃棄物まがいの土砂等による埋立てを未然防止し、埋立て行為による土壌の汚染と災害の発生を防止するため、平成12年に制定されたものであり、土砂による埋立て行為に対して、許可制度の導入、埋立て土砂等の量・履歴等の事前



届出、土壌や浸透水の基準の設定、土砂崩落防止措置の義務付けなどの規制を行う。

また、条例施行後 20 年が経過し、近年の社会経済情勢の変化や豪雨災害による土砂崩落が懸念される中、許可事業で搬出元の特定が困難な県外からの土砂の埋立てが確認されたことなどから、令和 2 年に土砂条例を一部改正し、新たに土砂等の搬入時の展開検査の義務付けや、土砂管理台帳の作成・保管、許可事業者に対する改善命令や罰則の引上げなど、厳しい措置を講じている。

### **第 3 循環型社会ビジネスの振興**

#### **1 循環型社会ビジネスの育成・支援**

県内のリサイクル事業等の活性化を図るため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び事業化等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組みを促進する。

### **第 4 プラスチック資源循環の推進**

#### **1 プラスチック資源循環の推進**

プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を推進する。

#### **2 海洋プラスチックごみ対策の推進**

海洋プラスチックごみ問題に対しては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることに鑑み、3R の取組みや適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみをの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を推進する。

### **第 5 バイオマス活用の推進**

#### **1 バイオマス活用の推進**

バイオマスは、温室効果ガスを増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有する持続的に再生可能な資源であり、本県の豊富なバイオマス資源が多様な主体によって活用されることが必要である。

そのため、本県では、平成 16 年 6 月に策定した「えひめバイオマス利活用マスタープラン」を踏まえ、「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定し、バイオマスの更なる利活用の推進を総合的かつ計画的に図っている。

### **第 6 万全な災害廃棄物処理体制の構築**

#### **1 災害廃棄物処理への対応力の向上**

南海トラフ地震等の大規模災害発生時、県民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進するため、「愛媛県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 4 月策定）」に基づき、県・市町・民間事業者等の連携強化に努め、実効性のある災害廃棄物処理体制を整備する。

## **(2) 資源循環促進税の継続の必要性**

資源循環促進税は、法定外目的税であるところ、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確

保を促進するための施策に要する費用に充てるための財源を確保するという目的は、達成されていない。

今後、循環型社会の実現のため、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減など、第五次計画で掲げた目標年度にとどまらず、目標年度終了後も、引き続き、ゼロエミッションに向けてさらなる削減に取り組んでいく必要があり、資源循環促進税は、そのためのインセンティブになっている。

また、産業廃棄物の排出量や最終処分量の削減、再生利用率の向上は、近年における全国的な傾向ではあるが、税導入道府県における最終処分量の削減率は、未導入都府県の削減率を上回っていることから、資源循環促進税の導入効果であると思われる。

さらに、不法投棄の件数は、ピーク時の平成10年代前半に比べて、大幅に減少しているものの根絶しておらず、引き続き未然防止、早期発見・早期是正に努めていく必要がある。

なお、他の税導入道府県において、これまでに税廃止を行った団体はなく、いずれも継続している。

こうしたことから、今後とも資源循環促進税を継続することは、必要である。

### (3) 調査及び検討

本県では、条例の施行後、概ね5年ごとに条例の施行状況の調査及び検討を行ってきた。他の多くの税導入道府県においても、概ね5年毎に調査及び検討が行われている。

一方で、資源循環促進税は、施行から15年が経過して関係業界に定着してきたこと、税に循環型社会の形成に向けた施策の財源確保、産業廃棄物の排出量及び最終処分量の削減のインセンティブ効果等が確認され、今後も継続する必要がある。

そのため、今後、5年後を目途として、他の税導入道府県の状況等を勘案して調査方法を見直したうえで調査を実施することとし、調査の結果、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとする。